

## (公的年金)：企業での「ねんきん定期便」活用法（3）－ 改正を織り込む

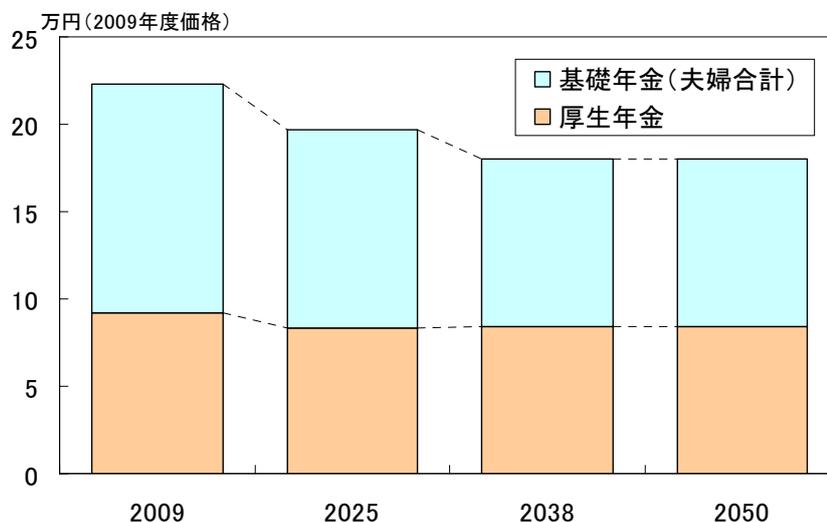
「ねんきん定期便」で確認できる年金額は、あくまで当年度の仕組みの下で計算された金額であり、マクロ経済スライドなどによる将来の給付削減が織り込まれていない。削減の程度は、今後の経済や人口の状況によって変わるが、少なくとも、政府見通しの基本ケースに沿った場合に年金額がどうなるかは、理解しておくべきだろう。

前回お伝えしたように、「ねんきん定期便」（以下、定期便という）では、50歳以上の方は1ページ目をみることで、50歳未満の方は試算シートを使って計算することで、自分の加入履歴に基づいた年金見込額を知ることができる。これまでは、雑誌の早見表などで標準的な金額を確認するか、加入履歴を取り寄せた上で社会保険労務士などに試算を依頼するなどしか方法がなかったが、その状態と比べると大きな進歩といえる。

ただ、定期便で確認できる金額は、あくまで現時点の仕組みの下で計算した値になっており、将来の年金水準をイメージする材料としては、少し不十分に思われる。将来の年金水準を考える際には、今後の（1）各人の給与や加入期間、（2）日本全体の物価や賃金の上昇、（3）制度変更の影響、などを考える必要がある。このうち、（1）は定期便で織り込まれている。（2）については、物価や賃金の上昇を織り込まないで、現在の価値（金銭感覚）で将来額を考える方が分かりやすいだろう。また、（3）については、今後どのような改正があるかは予測不可能だが、すでに決まっている改正の影響は織り込んで試算した方が現実的だろう。

ただ、すでに決まっている改正といっても、2004年改正で導入されたマクロ経済スライドや、2000年改正で実施された物価スライドへの変更は、将来の経済や人口の状況によって影響度合いが変わってくる。しかし、給付削減の仕組みがあることには違いがないので、例えば、政府見通しの基本ケースに沿って試算するなどして、削減を織り込んでみるのがよいだろう。

図表1：標準世帯の年金額見通し(2009年2月公表の基本ケース)



(注1) 将来の年金額は、現役世代の手取り賃金を基準にして、現在の価値に換算している(保険料率引き上げに伴う手取り賃金の变化は捨象している)。

2009年2月に公表された最新の政府見通しでは、基本ケースに沿った場合、標準的な年金額が図表1のように推移するとの見込みが示されている（現在の金銭感覚で理解できるように、現役世代の賃金を基準にして、将来の年金額を現在の価値に換算している）。この見通しから分かるように、会社員が老後に受け取る年金のうち、基礎年金部分は、厚生年金部分（報酬比例部分）より削減が長引き、削減の度合いも大きくなっている。

この見通しを個人の年金見込額に織り込むには、定期便で確認した年金見込額に、年金の種類や生まれた年度、年金の受け取り時期に応じた係数を掛ける必要がある（図表2）。政府見通しの基本ケースに従った詳細資料が2009年5月に公表されたので、これをもとに筆者が計算すると、その係数は図表3のようになる。なお、図表3は、公表資料の制約から、生まれた年度や年金を受け取る年齢が5年刻みになっている。中間の生まれ年や年齢の年金水準を推計する際には、前後から係数を類推していただきたい。

図表2: 制度改正の影響を加味するための計算式

<b>○基礎年金</b>				
定期便で分かった 基礎年金の額	×	図表3左の 表の係数	÷ 100	= (A) 万円
□ 万円		□		□ 万円
<b>○厚生年金(報酬比例部分)</b>				
定期便で分かった 厚生年金の額	×	図表3右の 表の係数	÷ 100	= (B) 万円
□ 万円		□		□ 万円
<b>○合計</b>				
(A)	+	(B)	=	□ 万円

図表3: 制度改正の影響を加味するための係数

**◆基礎年金**

		年金を受け取る年齢				
		65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
生まれた年度	1944	100	93	84	75	67
	1949	97	89	78	69	63
	1954	92	83	73	65	59
	1959	88	79	70	62	59
	1964	85	75	67	62	59
	1969	78	71	65	60	59
	1974	74	68	63	59	59

**◆厚生年金(報酬比例部分)**

		年金を受け取る年齢				
		65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
生まれた年度	1944	100	89	82	75	73
	1949	95	86	81	75	72
	1954	90	83	77	72	72
	1959	90	83	77	72	72
	1964	90	83	77	72	72
	1969	90	83	77	72	72
	1974	90	83	77	72	72

(注1) 1974年度生まれ以降は、1974年度生まれと同じ。

(資料) 社会保障審議会年金部会資料(2009/5/26)より筆者が推計。

(中嶋 邦夫)